

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 11 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外 12 名提出、衆法第 28 号）
介護・障害福祉従業者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外 16 名提出、衆法第 30 号）
- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
- | | |
|--------------------------|--------|
| （参考人） 関西大学人間健康学部人間健康学科教授 | 山縣文治君 |
| 特定非営利活動法人ぱっぷす理事長 | 金尻カズナ君 |
| 獨協大学国際教養学部教授 | 和田一郎君 |
| 大阪府中央子ども家庭センター所長 | 薬師寺順子君 |
| 児童養護施設子供の家施設長 | 早川悟司君 |
- （質疑者） 山本左近君（自民）、山井和則君（立民）、池下卓君（維新）、吉田久美子君（公明）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）
- ・後藤厚生労働大臣、宮路内閣府大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- （質疑者） 早稲田ゆき君（立民）、吉田統彦君（立民）、井坂信彦君（立民）、池下卓君（維新）、金村龍那君（維新）、堀場幸子君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

山本左近君（自民）

- （1） こども家庭センター設立の意義についての山縣参考人の見解
- （2） 支援を必要とする者が利用しやすいこども家庭センターとするための方策についての山縣参考人の見解
- （3） 子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格の導入及び当該資格の導入が児童相談所の体制整備に与える影響についての薬師寺参考人の見解
- （4） 児童自立生活援助の年齢による利用制限の弾力化に対する早川参考人の評価
- （5） 児童福祉に関する K P I（重要業績評価指標）を設定する場合の具体的な指標についての和田参考人の見解

山井和則君（立民）

- （1） 性風俗営業店の求人情報と実際の業務内容の乖離についての金尻参考人の見解
- （2） N P O 法人ぱっぷすにおける性暴力・性犯罪被害の相談受付事例
- （3） 金尻参考人が把握する若年女性に対する路上スカウト行為等の実態
- （4） 10 代新成人のアダルトビデオ出演の増加と児童福祉法の対象となる児童に対する性暴力・性犯罪の増加の関連性についての金尻参考人の見解
- （5） 18 歳の高校生アダルトビデオ出演の増加により作品を模倣した 18 歳未満の高校生に対する性暴力・性犯罪が増えるおそれについての金尻参考人の見解
- （6） アダルトビデオ映像がデジタルタトゥーとなり本人の人生に与える悪影響及び当該事態の防止に向けた要望事項についての金尻参考人の見解

池下卓君（維新）

- (1) 子どもの意見を代弁するアドボケイトの望ましい在り方についての和田参考人の見解
- (2) 意見表明等支援事業にK P Iを設定する必要性についての和田参考人の見解
- (3) 子どもの意見表明支援を行う人材に求められる適性についての和田参考人の見解
- (4) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入を踏まえて一時保護ガイドラインを改定する場合における留意事項についての和田参考人の見解

吉田久美子君（公明）

- (1) 児童虐待の未然防止や対応における市町村の役割及びその現状認識並びに今後の役割についての山縣参考人の見解
- (2) 家庭支援事業の創設など児童福祉法等改正案により目指すべき取組の実現可能性について自治体の規模や財政力等による地域格差があることを踏まえた山縣参考人の見解
- (3) 最近の児童虐待についての薬師寺参考人の認識

田中健君（国民）

- (1) 子どもの虐待による社会的コストについてデータを科学的に政策に利用する場合に必要な調査の内容及びE B P M（証拠に基づく政策立案）の基本デザインについての和田参考人の見解
- (2) 司法関与が一時保護の開始時に限られ親子の再統合や虐待の相談・助言は都道府県の事業と位置付けられたことへの和田参考人の評価
- (3) 児童虐待防止対策における警察との望ましい役割分担の在り方についての和田参考人の見解
- (4) 児童養護施設において措置延長がほとんど利用されていない理由についての早川参考人の認識
- (5) 児童自立生活援助事業の年齢による利用制限の弾力化に関して支援を行うべき年齢の上限及び児童福祉法に基づく支援とそれに続く他法に基づく支援との連携についての山縣参考人の見解

宮本徹君（共産）

- (1) 児童養護施設における支援の格差をなくすために重要な事項についての早川参考人の見解
- (2) 子ども目線の社会的養護を実施するために重要な事項についての早川参考人の見解
- (3) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入に伴い現場の負担が増す懸念を踏まえ国に求める支援についての薬師寺参考人の見解
- (4) アダルトビデオの高校生出演被害を防止するために必要な居場所のない子どもに対する支援の具体的な内容についての金尻参考人の見解
- (5) こども家庭庁設置法案及び児童福祉法等改正案に国レベルの子どもコミッショナーの設置が盛り込まれていないことについての山縣参考人及び和田参考人の見解
- (6) 社会的養護支援拠点事業を義務的経費とする必要性についての早川参考人の見解
- (7) 都道府県等の努力義務となっている意見表明等支援事業の実施を早急に義務化する必要性についての山縣参考人及び早川参考人の見解

仁木博文君（有志）

- (1) 児童相談所の本来の事業内容を超えた業務コストについての山縣参考人の見解
- (2) 薬師寺参考人が把握する大阪府の児童相談所に配置されている常勤及び非常勤の医師の雇用実態
- (3) 虐待を行っている親に対するケアや治療についての薬師寺参考人の見解
- (4) 早川参考人が運営する児童養護施設で行っている学校との連携に向けた取組の実態

(5) アダルトビデオ出演被害を防止するために学校において性教育を行う必要性についての金尻参考人の見解

(政府に対する質疑)

早稲田ゆき君（立民）

(1) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備関係

- ア 意見表明等支援員について児童の「福祉」だけでなく「権利」に関し知識又は経験を有することを要件とする必要性
 - イ 意見表明等支援事業は児童相談所が実施する子どもの意見又は意向の「把握」の補完ではないこと及び子どもからの意見聴取による実施が原則であることの確認並びに子どもからの意見聴取が難しい場合における「適切な方法」の具体例
 - ウ 意見表明等支援員が実施する子どもの意見等の「勘案」は「考慮」を下回るものではないことの確認
 - エ アドボカシーの6原則を取り入れた意見表明等支援員養成カリキュラムの作成予定の有無及び意見表明等支援事業のガイドラインの策定予定時期
 - オ 児童相談所は意見表明等支援を実施しないことの確認
- (2) 里親委託解除関係
- ア 沖縄の里親委託解除の案件に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 国として当該案件について調査を実施し里親委託解除に関する改善策を検討する必要性

吉田統彦君（立民）

(1) 面前DV防止及び児童虐待防止関係

- ア 面前DVが深刻な児童虐待に該当することについての厚生労働省の認識の有無
 - イ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携の具体策
 - ウ 虐待通告に計上される面前DVに配偶者への身体的DV以外が含まれることの確認
 - エ DVの本質に対する厚生労働大臣の見解及び子どもの面前で行われているDVへの対応策
- (2) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入関係
- ア 日常的業務として子どもと接している児童相談所より司法判断の方が虐待を受けている子どもの保護に優れているというエビデンスの有無
 - イ 一時保護状の請求手続における審査対象及び司法審査の導入により適切な一時保護が実施できなくなる可能性
 - ウ 児童相談所及び家庭裁判所の人的体制についての厚生労働大臣及び最高裁判所の問題認識
 - エ 児童相談所が子どもの一時保護に関する親権者からの同意を得ることを重視することにより適切な一時保護に支障が生じる可能性
- (3) 親子の再統合に関する具体的な判断基準の有無及びガイドラインを定める予定の有無
- (4) 一時保護された子どもが再度虐待を受ける可能性があるにもかかわらず家庭に帰ることを希望する場合など子どもの意見を聴くことによるリスクの回避策

井坂信彦君（立民）

(1) ウクライナ避難民のペットに対する検疫関係

- ア 本年4月21日の参議院農林水産委員会における動物検疫所ではなく自宅での隔離とする特別対応により狂犬病発生リスクが増加することはない旨の答弁の根拠

- イ 自宅隔離した犬猫が狂犬病を発症して隔離期間中に外に出ていたことが発覚した場合に必要な対応
 - ウ これまでに我が国に入国したウクライナ避難民の犬5匹及び猫2匹のうち自宅隔離を開始又は決定した数
 - エ 自宅ではなく動物検疫所での隔離とした上で飼い主がペットと会えるよう支援することを厚生労働省が農林水産省と検討する必要性
- (2) 児童養護施設による自立支援関係
- ア 児童養護施設及び自立援助ホームにおける20歳を超えて自立支援を受けている者の人数
 - イ 18歳を超えた者及び20歳を超えた者が1人も在籍していない児童養護施設の割合
 - ウ 措置延長について児童養護施設ごとの実施状況を把握する必要性
 - エ 自立支援担当職員同士の連携を進めていく必要性

池下卓君（維新）

- (1) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備関係
- ア 意見表明等支援事業を都道府県の義務ではなく努力義務とした理由及び子どもの意見を確実に拾い上げる仕組みとしての妥当性
 - イ 各自治体の取組をKPIとしてデータの蓄積を行う必要性及び将来的に意見表明等支援事業を義務化する必要性
 - ウ 国が主導して意見表明等支援員を育成するとともに将来的に実効性のある意見聴取の体制づくりを行う必要性
 - エ 子どもの意見の代弁というアドボカシーの本質が意見表明等支援事業の条文から抜け落ちているとの指摘に対する厚生労働大臣の所見
- (2) 一時保護の開始時の判断に関する司法審査の導入関係
- ア 一時保護開始時の司法審査に要する資料の作成者、児童及び親への聴取を行う者並びに親側の意見を聴取する機会の有無
 - イ 一時保護開始時の司法審査は聴き取りや資料作成も含めて司法が行うことにより司法と福祉の役割を分担する必要性
 - ウ 一時保護ガイドラインを精緻化し一時保護の要件を明確にする必要性
 - エ 虐待事例に関する情報収集及びKPIの実行により一時保護ガイドラインのバージョンアップを常時行っていく必要性
 - オ 一時保護の不服申立てができるのは児童相談所側のみとする今回の改正が児童の権利条約に違反する可能性
 - カ 行政訴訟において児童及び親側の請求が認められて2か月以内に一時保護が解除されたケースの有無
 - キ 準抗告に類似の仕組みを作ること等により簡易迅速に児童及び親側の意見も聴いて一時保護の必要性を判断できる手続を設ける必要性

金村龍那君（維新）

- (1) こども家庭センターの設置関係
- ア 児童福祉と母子保健の組織を一体的に見直すことによる効果
 - イ 要支援児童になる前段階で支援メニューにつなぐことの可否
 - ウ 支援を受けた場合の自己負担額の水準
 - エ 産前産後サポート及び産後ケアは要支援状態になる前から利用できるか否かの確認
- (2) 児童発達支援センターの役割・機能の強化関係

- ア 児童発達支援センターの役割の見直しが児童発達支援事業所へ与える効果
- イ 学齢期の障害児に対して児童発達支援センターが支援を行うことを検討する必要性及び現状の中で同センターが担う役割
- ウ 児童発達支援センターの類型を一元化する理由
- エ 障害児の子育てをしている世帯にとっての短期入所施設の意義
- (3) 児童手当関係
 - ア 第3子へのインセンティブの内容
 - イ 所得制限を撤廃する必要性

堀場幸子君（維新）

- (1) こども家庭センターの設置関係
 - ア こども家庭センターの位置付け
 - イ こども家庭センターが担う「つなぐ」機能の内容
- (2) 児童発達支援センターの役割・機能の強化関係
 - ア 児童発達支援センターの役割及び機能強化の内容
 - イ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能の内容
 - ウ 学校における療育との類似性
 - エ 学校教育における個別指導計画とサービス利用計画との連携事例の有無
- (3) 子どもの個人情報保護関係
 - ア デジタルツールを活用した場合における子どもの個人情報保護の内容
 - イ 支援された子どもの個人情報保護について法律上明記する必要性

田中健君（国民）

- (1) 社会的養護自立支援事業関係
 - ア 社会的養護自立支援事業の利用者数及びそのうち20歳を超える者の数
 - イ 措置延長の仕組み及び社会的養護自立支援事業が広まらなかった原因並びに当該原因に対し過去10年間にとられた対策
- (2) 成人年齢の引下げにより18歳で自立支援が打ち切られる可能性が高まるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 里親制度関係
 - ア 里親委託に親権者の同意が必要とされる理由及び法的根拠
 - イ ガイドラインに里親委託に必ずしも親権者の同意を要しないような記載があることとの整合性
 - ウ 里親委託において子ども本人の意見を尊重する方法
 - エ 里親委託率の改善に向けた里親支援の必要性
 - オ 18歳以上の者については施設入所、里親等の自立のための支援の利用を本人が選択できるようにする必要性
- (4) 一時保護関係
 - ア 都道府県ごとに在所日数の平均にばらつきが生じる理由及び定員超過解消に向けた取組の状況
 - イ 一時保護開始時に親の同意がないケースの件数
 - ウ 家庭裁判所が家庭復帰を決定した事例で児童が虐待死したケースを踏まえ一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入が問題の解決に果たす役割

宮本徹君（共産）

- (1) 社会的養護自立支援拠点事業については社会的養護経験者であるか否か及び年齢で制限しないこと並びに出身施設での相談が困難な場合があることを踏まえて推進する必要性
- (2) 子育て家庭への支援の充実関係
 - ア 児童育成支援拠点事業においてスティグマを感じさせない運用に留意する必要性
 - イ 子ども食堂等のボランティアな活動へ支援を行う必要性
 - ウ 子育て短期支援事業のショートステイについて仕事が理由でも利用できることを明確にする必要性
 - エ 市町村の財政力格差によって支援の格差が生じないよう国が責任を果たす必要性
- (3) 児童養護施設等の措置費及び人員配置関係
 - ア ケアニーズが高い者が多い施設は更に人的配置が可能になるようにする必要性
 - イ ケアニーズが高くないという理由で措置費や人員配置を引き下げる可能性の有無
- (4) こども家庭センターの設置関係
 - ア 現状の配置基準での子ども家庭総合支援拠点のマンパワー不足についての厚生労働大臣の認識の有無
 - イ こども家庭センターの設置に当たって現状より配置基準を引き上げる必要性
 - ウ 子どもの福祉の観点を貫いた配置基準の検討に向けた厚生労働大臣の決意
 - エ 児童福祉の専門性を持った職員が正規で配置できるような財政支援の必要性
 - オ 保健と福祉の双方をマネジメントできて要支援家庭を発見して介入できる人材を確保するための方策
 - カ 設置を努力義務とすることにより地域間格差が生じかねないことの妥当性
- (5) 児童相談所の人材確保関係
 - ア 児童福祉司配置員数について自治体ごとに見ると不足していることを認識する必要性
 - イ 児童福祉に関わる人材確保の取組を強化する必要性
- (6) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入関係
 - ア 子どもが帰りたがらない場合など調査のための一時保護も認める必要性
 - イ 一時保護に当たって義務教育終了以上の子どもが希望した場合に子ども担当弁護士を選任する制度を設ける必要性

仁木博文君（有志）

- (1) 子どもを連れて別居中の妻ではなく夫の口座に子育て支援の給付金が振り込まれる事案関係
 - ア 厚生労働省が所管する低所得の子育て世帯に対する特別給付金における対応
 - イ 養育者である妻の口座に振り込まれるようにする必要性
- (2) こども家庭センターの設置関係
 - ア 産婦人科等の医療機関と連携する必要性
 - イ 産褥期において助産師等を活用して支援する必要性
 - ウ 児童福祉法に基づく事業で得た情報の共有及びセキュリティについての理念
- (3) 治療により児童にわいせつ行為を行った保育士を更生させる考えの有無